



2015、6月号

暑い日々が続いて6月に入りましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか？
今月のテーマは、「マイナンバー制度」です。

マイナンバー制度が導入され、10月以降に通知カードが届きます！！

◆概要

「マイナンバー制度」とは、国や自治体が、税・社会保障・災害対策についての情報を効率よく一元的に管理するために、一人一人に番号を割り当てる制度です。

マイナンバー制度の番号は、個人については通知カード、法人については書面により、本年の10月以降に郵送で御手元に届きます。

この通知カードはマイナンバー法によって、利用目的が税や社会保障に限定されていますので、御手元に届きましたら破棄せずに、保管して頂くようにお願いします。

また、フェイスブックやLINEなどで通知カードの写真を公開する等、税や社会保障以外で使用すると法律違反となり、罰金・懲役などの罰則の対象になりますので、取り扱いには留意して下さい。

◆従業員の個人番号の把握

従業員の手元に届いた個人番号は、会社が、従業員の本人確認を行い、個人番号を管理する必要があります。この個人番号は、年末調整等で使用することとなります。

把握した個人番号の管理についても、マイナンバー法により管理方法等が細かく規定されています。

まずは、個人カードの紛失や写真での公開等が無いように、会社から従業員への通知をお願いします。

◆身分証明書としての代用

個人カードは、身分証明として使用可能予定ですが、個人番号を税や社会保障以外の目的で使用すると法律違反で罰則対象になりますので、レンタルビデオ店で提示する等の行為については避けて頂いた方が無難だと考えられます。

◆導入の流れ

マイナンバーは、平成27年10月以降に番号が通知され、平成28年1月分以降の確定申告書・法定調書・給与支払報告書・平成28年1月以降提出分の雇用保険関係書類（健康保険関係は平成29年1月以降提出分）等が番号記載の対象となります。

マイナンバー制度については、今後詳細が固まっていく見込みであり、弊所の対応として、別途アナウンス等を致しますので、何卒よろしくお願い致します。

2015年6月吉日 作成者 天野



吉田真由美税理士事務所

〒540-0012

大阪府中央区谷町 1-3-5 アンフィニ・天満橋 803

TEL06-6944-1022

FAX06-6944-1033



Yoshida Magumi